

令和7年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条の6の5第1項の規定に基づき、令和7年度の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 所得割 100分の2.78

2 被保険者均等割 10,330円

3 世帯別平等割

条例第10条の6の5第1項第3号アに掲げる額 10,201円

条例第10条の6の5第1項第3号イに掲げる額 5,101円

条例第10条の6の5第1項第3号ウに掲げる額 7,651円